

静岡県選挙管理委員会告示第3号

次の告示は、廃止する。

令和5年2月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立 石 健 二

- 1 平成17年静岡県選挙管理委員会告示第86号
- 2 平成17年静岡県選挙管理委員会告示第87号
- 3 平成19年静岡県選挙管理委員会告示第64号
- 4 平成29年静岡県選挙管理委員会告示第58号

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を公示又は告示される選挙のうち、平成17年静岡県選挙管理委員会告示第86号、平成17年静岡県選挙管理委員会告示第87号、平成19年静岡県選挙管理委員会告示第64号又は平成29年静岡県選挙管理委員会告示第58号において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により開票区を設けることとされている選挙については、なお従前の例による。